

が、その発起者にしばしば異動が生じているのは、一に資金蒐集が思うに任せないからである。一八七四(明治七)年の出願にあたっては、五年の願人惣代山田真三郎は、資金繰りをめぐり「不都合」があり排除され、資金は、「東京府下有名ノ商両名」からの出金に加え「追々同志出来、華士族衆の内出金いたすべき者多分これあり、費用に於て欠乏<sup>ツマ</sup>足の儀決してござなく」とされている。しかし、県が、一八七三年秋には現地見分まで行いながら許可をためらっているのは、有志らの資金運営に不安があるからで、右一八七四年六月の願書をもって、同年七月県が開拓原野払下げを内務、大蔵両省へ上申したときも、両省は、容易に認可せず、一八七五年三月にいたって、さらに開墾方法・会社規則・資本金員数・掘割其他諸費・空地反別・各村故障有無・開墾年季・水路掘割実形図・地代金などの詳細調査を求めてきた。発起人らは、早速、同三月二十三日「会社仮規則」を締結し、総費金二五万円を二五〇〇株に分ち、株主募集に入ったとみられるが、おそらくこれがうまくゆかずそのまま中絶してしまった。前述のように県は引き続き、この計画の実現を希望しているが、一八八〇(明治十三)年九月にいたってようやく開田出願が提出され、しかも、その出願者は一変し、願人惣代は藤田広得となり、一八七五年の顔ぶれは姿を消し、発起人にはふたたび東京府士族山田照信があらわれている。これに対して、高座郡役所は却下の意向を示し、ついに相模原開田は日の目を見ずに終った。

#### 仙石原勸業試験 牧場・耕牧舎

県の、前述芦ノ湖からの引水による仙石原開田計画は、恐らく資金難のため実現せず、代わって一八八〇(明治十三)年一月二十日、県は、勸業資金をもって、仙石原村の共有秣場六九三町二反余を三六三円余で買い上げ、さらに五二町九反余を献納させ、ここに県による勸業試験牧場の開牧を意図し内務省にその許可を求めた。内務省はこれを同年二月六日付で許可したが、その一〇日後、県はこの地に渋沢栄一・益田孝・渋沢喜作および長野県士族小松彰による開牧を許可し、その旨を地元仙石原・元箱根村へ通達している。渋沢栄一らは、この地に大規模な牛馬放牧を計画し、す

表2-2 仙石原村耕牧舎飼養牛馬数

年代	牛(頭)		馬(頭)	
	総数	うち他へ貸付	総数	うち他へ貸付
1881	47	—	41	—
1882	59	9	55	4
1883	72	3	66	13
1884	48	3	71	25
1885	109	7	115	13
1886	111	6	123	12
1887	120	6	129	8
1888	130	20	128	14
1889	136	—	86	—
1890	154	—	77	—
1891	187	30	64	35
1892	204	16	68	36
1893	212	50	63	30
1894	199	45	62	29
1895	216	63	66	31
1896	215	65	68	8
1897	191	54	70	—

注 『神奈川県統計書』より作成

「本県ニ於テ開牧ニ着手スルモ資金欠乏ニシテ到底其効ヲ視ルコト覚東ナク、寧ロ払下ノ願意ヲ許容シ、以テ彼等ノ素志ヲ果サシムルニ如カス」(『神奈川県史料』第二巻) とうに  
 あった。渋沢らは、こうした県の援助によって、秣場買  
 い上げにともない予想される地元村との紛糾なしに、  
 七六〇町(『県統計書』では七四三町)の牧野を三九一円  
 余(一町歩約五二銭)という価格で入手することがで  
 きた。また、県は、地元村に無代献納させた秣場五二  
 町九反も払下げたので、その代金二七円九一銭余だけ  
 増収したことになる。この耕牧舎の経営は、半官的な  
 横浜牧畜会社と異なり、成功を収め、後年まで、一三  
 人前後の牧夫を雇い、二〇〇頭を超える牛馬の飼養を  
 続けている(表二・二)。牛は、米国種・純粋短角種・  
 南部種、馬は、米国種・レキシントン種・南部種、い

でに一八七九(明治十二)年末には県に対し、該地の借用願が提出されていることから推せば、県の勸業試験牧場開設は、地元  
 村の共有秣場を買い上げる名目にすぎず、当初から渋沢らの牧場経営を認める方針であったことにはほぼ間違いはない。渋沢ら  
 は、同年五月から牛馬を購入し、耕牧舎という資本金三万円の牧場を開設した。そして、県は九月十七日にいたって、この地  
 を耕牧舎に県の買上価格で払下げたい旨を内務省に伺い出、翌一八八一年二月十八日許可を得た。耕牧舎へ払下げの理由は、

ずれも後には和洋雑種が数を増し、外国種は姿を消している。また一八八八(明治二十二)、九年を境に馬の場内飼養が減り、農家へ貸し付ける牛馬が多くなっている。次第に一般農家の需要に応ずる形態をとるにいたっていることがわかる。

**初期勸業政 策の性格** 以上、一八八一(明治十四)年ごろまでの県による殖産奨励策は、特定の有志者を対象にし、これに強く保護・指導を与える点に特色がみられるが、資金の乏しさから、実施されたものは一部に止まり、しかもほとんどが

効を奏さなかった。かえって、県が何ら干渉を加えなかった耕牧舎だけが、自らの力で根つき牧場経営を軌道に乗せている。

こうして、これら勸業策は、以上の性格から、一般の農民にとっては、ほとんど影響を与えなかった。一般農家の農業技術改良に、大きな役割を果たすのは、農事試験場であるが、それは、一八七七(明治十)年にはすでに計画されながら、一八八〇年三月にいたって、ようやく横浜末吉町に「農事小試験場」が設けられ、しかも翌年八月の通常県会で早くも廃止が決定されている。その後一八九六(明治二十九)年にいたって、初めて横浜市岡野町に農事試験場が開設の運びとなるのである。

しかし、明治政府の強い行政力は、不時の天災などに際しては、近世期には思いもよらなかつた威力を発揮した。一八七八(明治十二)年、橋樹郡で大発生をみた蝗いばに対する県の駆除措置にそれがみられる。

この年七月、同郡末吉村の市場村内飛地字向野の約二〇町歩の原野を中心に異常発生した蝗は、近村の畑作物大豆・小豆・草棉や稻などのほか雑草・小笹までも食い尽くした。権令野村靖は、急ぎ、この駆除方指揮を内務省勸農局に申請し、同局は、直ちに(七月四日)、少書記官佐々木長淳・九等属小林寿・勸農局試験場雇北原大発智を派遣して駆除にとりかかった。駆除作業は、翌五日は豪雨のため着手できず六日早朝から、雨の中で始められたが、それは次のような大規模なものであった。

午前七時、上下末吉村、市場村から、蓑笠をつけ、鎌・割竹・箒・柳の生枝などを持った人夫二一四人と外に老幼男女が動員され、巡查一人が一手の人夫を指揮し、区戸長がこれに付き、蝗が群生する原野を、四方から囲み、一線に並んで法螺貝はら貝で進退を指示し、また、その後



橘樹郡で大発生したいなど

飯田助九氏蔵

方から声を発して蝗が他に散乱するのを防ぎつつ、草を刈り、蝗を撲殺して進み、その後から老幼が死んだ蝗を取り集めた。局員や県官は、原中の小高い所に仮屋を設け休息所とし、ここで老幼らが集めた蝗を、一升（約蝗一〇〇〇匹）三銭で買い上げることとした。午後に入ると権合と県第二課（勸業）全員が出張し来り、さらに第三大区六小区、第四大区五小区的区戸長に人夫の動員を命じ、調査四名を増員

して午後六時過ぎまで作業を続け、一日で買い上げた蝗一石一斗八升二合、焼殺、撲殺を合算して、およそ一石七斗三合、蝗数約一七万七三〇〇匹を殺している。翌七日も雨であったが、動員数はさらに増え、六三七人老幼男女を加え総計一〇〇〇余人に達した。これを四手に分け、上下末吉・獅ヶ谷村を一番組、駒岡・師岡村を二番組、市場・菅沢・江ヶ崎村を三番組、矢向・南河原村を四番組とし、前日同様の作業を進め、この日は買い上げた蝗三石七斗七升六合八勺、焼殺した分を合算しておよそ一〇石三斗三升四合（蝗数一〇〇万三〇〇〇余）を駆除したと推計された。またこの日は、駒岡村・大師河原村の水田・綱島村・矢口村にも害虫発生の報があり、県官石渡正敏、中井警部、戸長関口源左衛門らが該村に出張した。八、九日は、前日の四組の人夫合計五二八人に加え、生麦、鶴見両村から応援があり、老幼男女を含め合計一〇〇〇余人でさらに調査四名が増員された。この両日は、直径凡そ三間の叢を、一五―二〇間間隔で五〇余か所ばかり刈り残しておき、これに蝗を追い込み、叢の周囲に乾麦藁を立て掛け火を点じて叢を焼く方法をとおり、八日一日で買い上げた蝗一石九斗七升三合、焼殺した蝗一〇石余、合計一石九斗七升三合を駆除したと計算された。八日は午後七時まで作業し、のち人夫に酒を給している。九日は、同様の作業を行ったが蝗数は著しく減り、そのた

め捕蝗<sup>ムシ</sup>の代価を一升五錢に増し、一斗七升五合五勺を買い上げた。焼殺した蝗と合算して九斗二升五合五勺と計算された。この日をもって宇野の原野はほぼ駆除を終えている。また、九日午後からは、佐々木長淳・梶石渡四等属・中井十等属に警部二名が大師河原村へ赴き、区戸長らとともに、八日実施した水田への菜種油散布の結果を見るときに、さらに鯨油を用い菜種油との効果の比較を試みた。すなわち、約一反の田の水面に鯨油半ポンドを撒き、稲苗や畔草を、柔かく細い竹竿で掃い蝗を水中に落とし溺死させるのであるが、菜種油とほぼ同じ効果を得たとしている。また、さらに大師河原村近村諸所に虫害發生の報を聞き、県官を派遣している。こうして、十一日朝、勸農局長は帰京した(一八七八年七月十五日佐々木長淳「神奈川県下害虫駆除復命」『農務頭末』)。

以上にみてきたように、内務省勸農局員の指揮の下で、県権令を先頭に、巡査まで出張して、多数の村民を動員し、大量発生した蝗の駆除に成功している。一般農民にとっては、この時期における県の一見新奇な勸業事業よりも、技術的には在来の駆除法を踏襲し、災害時にだけ発動される、以上のような応急策の方が、はるかに大きな意味をもったといえよう。

**共進会等** 明治十年代には、本県下で、政府または数府県が連合して主催する共進会が二度にわたって開かれた。いずれの開催も、この種共進会の最初をなすものであった。

一八七九(明治十二)年の製茶共進会は、全国的共進会の初めてのもので、横浜町会所で九月十五日から十月十五日にかけて開かれた。生糸繭製茶共進会として計画されたが、実際には製茶だけの出品・審査がなされた。これが横浜で開かれたのは、ここが茶の最大の輸出港であるためで、出品は全国主要茶産地からよせられ、本県下からの出品は少なかった。本県から製茶審査掛員に入った大谷嘉兵衛は、横浜有数の茶商で、関心は、全国茶産地に向けられ、県下の茶生産についての関心は薄い。また、このとき、共進会参会者中の茶事精通者を集め、十月十四日から十九日までの間茶事集談会が開かれた。

一八八一(明治十四)年十月には、府県連合共進会の最初の試みが八王子で開催された。神奈川・群馬・埼玉・栃木四県の主

催で、これらの県の主要生産品である繭・生糸・織物の出品・審査が行われた。これら共進会は、以後、主催県・開催地を変えて、それぞれ回を重ねていく。本県が参加する府県連合共進会は、一八八二年十月に、右四県のほか福島・山梨・長野を加え、第二回目の繭生糸織物（絹織物・木綿織物）共進会が桐生で開かれ、さらに一八八三年二月には、神奈川・東京・埼玉・群馬・千葉・栃木の一府五県連合、米麦大豆菜種綿茶共進会が初めて浦和で、一八八五年五月には、右に茨城を加えて第二回の一府六県連合農産共進会（米・麦・綿・茶・菜種・煙草）が千葉で、翌年四月には、水産物・食用品・肥料・雑用品の、神奈川・東京・埼玉・千葉・静岡・茨城・福島一府六県連合共進会と同じく千葉で開かれた。ついで一八八七（明治二十）年十月には、前記繭・生糸・織物の連合共進会の第三回目が、本県の主催で再び八王子で開かれた。このときには連合区域をさらに広げ、東京・千葉・茨城を加えた一府九県連合となった。さらに翌一八八八（明治二十一）年四月には、前記関東一府六県連合共進会の第三回目が、茨城県の主催で水戸で開かれた（出品品目は、米・麦・実綿・煙草・製茶・織物・家禽<sup>かまね</sup>）。

こうした共進会の他、政府で主催する内国勸業博覧会が一八七七（明治十）年以降数度にわたって開かれ、また、内務省勸業局は大日本農會に委託して一八八一（明治十四）年三月に全県三府三七県の老農を集め、全国農談会を開催し、一八九〇（明治二十三）年第三回内国勸業博覧会の機にその第二回がもたれた。

以上の共進会、内国勸業博覧会で神奈川県県の成績は芳しくない。例えば、一八八七（明治二十）年の一府九県連合繭生糸織物共進会の、出品受賞人を府県別にみると（表二一三）、神奈川県は、主催県でありながら、一、二等賞（計一六人）の受賞者はなく、一―六等までの受賞者の出品人総数に対する割合も、繭・生糸・織物ともに、一府九県の平均値を下回っている。このような県は他に栃木県があるのみで、他の諸府県は、少なくとも一部門では平均を上回る受賞率をあげ、とくに群馬・福島県の受賞率はすべての部門で平均を超えている。このことは、神奈川県県の養蚕・製糸・織物業の経済的発展の低さというよりは、技

表2-3 1887(明治20)年1府9県連合共進会(八王子)の府県別受賞成績

府県名	繭						生糸						織物						受賞率 ( <small>受賞者の 中割合</small> )								
	1等	2	3	4	5	6	以上 計	出品 人数	1	2	3	4	5	6	以上 計	出品 人数	繭 %	生糸 %	織物 %								
東京府	0	0	0	0	1	5	6	117	0	0	0	0	0	3	11	0	1	3	4	6	16	30	90	5.1	27.3	33.3	
神奈川県	0	0	1	4	12	40	57	469	0	0	1	2	3	4	10	310	0	0	1	8	17	36	62	391	12.1	3.2	15.9
埼玉県	0	2	1	2	8	20	33	198	0	1	0	1	1	5	8	69	0	0	0	1	9	11	21	105	16.7	11.6	20.0
群馬県	0	0	4	18	47	58	127	569	0	1	4	2	9	54	70	244	0	2	7	8	18	18	53	184	22.3	28.7	28.8
千葉県	0	0	0	0	0	3	3	81	0	0	0	0	2	2	2	18	0	0	0	1	1	1	2	11	2.5	11.1	18.2
茨城県	0	0	0	1	0	7	8	119	0	0	0	0	2	5	7	32	0	0	1	0	6	12	19	34	6.7	21.8	55.9
栃木県	0	0	0	0	0	7	7	61	0	0	0	0	0	2	2	26	0	0	2	2	11	12	27	191	11.5	7.7	14.1
山梨県	0	3	4	9	26	39	81	359	0	1	1	2	3	21	28	63	0	0	1	8	14	30	53	258	22.6	44.4	20.5
長野県	0	0	3	6	18	32	59	528	1	1	2	9	11	26	50	111	0	0	0	2	3	2	7	11	11.2	45.0	63.6
福島県	0	3	6	15	52	64	140	342	0	0	0	1	1	12	14	89	0	0	1	1	1	1	4	10	40.9	15.7	40.0
計	0	8	19	55	164	275	521	2,843	1	4	8	17	30	34	94	946	0	3	16	34	86	139	278	1,284	18.3	9.9	21.7

注 「一府九県聯合繭生糸織物共進会報告」明治21年神奈川県刊より作成

術の低位性と管下人民のこれら共進会に対する熱意の低さを示すものであろう。

一八八一（明治十四）年の東京浅草寺での全国農談会には、神奈川県からは、北多摩郡砂川村吉沢市之丞・橘樹郡溝口村鈴木直成・鎌倉郡梶原村石井八郎右衛門が出席し、一八九〇（明治二十三）年東京木挽町厚生館での第二回全国農談会には、北多摩郡村山村大岱おだたの市川幸吉・橘樹郡旭村沢野国平・大住郡高部屋村山口書輔が出席した。山口書輔のちに履歴書に記しているように、農談会出席者は県が「選抜」したのであるが（一八九三年「履歴書山口書輔自記」伊勢原市上糟屋 山口一夫家文書）、選抜された者にとってこの全国農談会は、

殊ニ光栄ノ会ニテ各大臣ノ臨席ハ勿論、二重橋内ニテ陛下ノ拝顔ヲ許サレ、亦芝離宮ノ拝観ヲ許サレ、同所ニ於テ茶菓ヲ賜リ其他農商務省ノ厚遇種々アリ

という栄誉あるものであった。一、二回の農談会を通じて、神奈川県の出席者は、麦・養蚕・茶など主に畑作技術について語っている。前記山口は、第二回農談会で「農家経済の現状特に之か上進を図るの手段」という農務局下付の問題に対し、神奈川県出席者を代表して「県下農事の現況は之を陳ふるも参考にもなく上進の手段も間接には意見なきに非されとも直接に考案せしものあらず」とのべ、ただ「古来我国農民を賤するの風あるは農業改良上の障害なり」として農家の知識を進め、地位を高めるため「小学校に農業科を加へ幼稚の時よりして農事に習熟せし」めるといふ「間接」の方法を提案するにとどまった。他県出席者の多くが、県下農家の実状を具体的に報告しているのに対し、著しく観念的である。山口は、この年「農業小学」、「小学農家経済法」の二著を著わしているが『資料編』17近代・現代(7)一七、足柄県事務見習・神奈川県地租改正掛・同県御用掛・愛甲郡書記・県勸業課九等属をいづれも短期間勤めた経歴をもっている。一八八〇（明治十三年十二月彼は「世事ノ改進ニ連レ四方ニ民権論盛シニ興ル、吾亦素心民権ヲ重シ、自由ヲ愛ス、区々タル吏務ニ齟齬スルニ頓シク」（前掲「履歴書」）、



官途を辞し、民智改進のため大磯に湘南社を設立し、また、山口左七郎らとともに伊勢原に講学会を組織した。そして一八八二年県会議員に選ばれ、半年後に辞して上糟屋村戸長に一八八三年末まで心ならずも就任した。この経歴からしられるように、彼は、官途を就くのを厭う啓蒙的な農民指導者であったが、自らは農業の経験に乏しく、また、県下農民の実情をよく把握しているとはいいがたい。このように、県下農民の農業発展の意欲は、この時期の全国農談会にはほとんど反映されていない。

## 注

(1) 勸業課は、のちに一八七八(明治十一)年九月の事務章程改正で、興行掛・物産掛の二掛に分けられ、前者は、銀行・諸会社・市場・諸鉱採願の事務を管掌し、牧場開場、家畜繁殖、土地開墾の事業を管掌し、諸営業人の盛衰比較表の調理・勸業授産の資本金の管理を担当、後者は、博覧会の事務管理とその出品の勸奨・諸物品調査、物価・物産表の編製、種芸試験・生糸・蚕卵紙関係事務の管掌、物産蒐集場の管理、諸工作営業関係事務の管掌を担当するとされた。なお、同年十月の改正で、後者にはさらに、田畑虫害予防事務の管掌、営業税雑種税賦課法査定への参与、が追加されている。

ついで一八八〇年六月の事務章程改正では、興業・殖産の二掛となり、一八八一年九月の同改正で、常務・農務・商工務・山林の四掛に分かれた。事務章程改正は、以後もしばしば行われている。

(2) その器械製糸場は次の通りである。生糸改会社、踏車二四人取(『県治一覧表』では二八人取)、多摩郡八王子駅、一八七七(明治十)年六月二十一日開業。萩原彦七、水車四八人取、同郡中野村、同年六月二十二日開業。田代平兵衛、水車五〇人取、同郡長沢村、同年六月二十三日開業。萩原平蔵、踏車一〇人取、同郡小山村、同年八月六日開業。矢島千七、踏車一二人取(『県治一覧表』では一〇人取)、八王子寺町、同年八月六日開業。(『神奈川県史料』第二巻、三九二ページ、人名は、明治十一年『県治一覧表』による)。

表2-4 神奈川県における養蚕業の発展（1880—1892年）

年代	繭産額	養蚕農家数	中農家 養蚕家 比率	桑園反別	畑中桑園 の比率	養蚕農家1戸 当たり繭産額
	石	戸	%	町	%	石
1880	85,926	100	31.8	12,000.1	16.6	2.35
1881	97,067	113	38.2	12,518.1	17.3	2.21
1882	116,400	135	38.1	13,419.1	18.5	2.66
1883	91,017	106	38.6	14,158.0	19.6	2.05
1884	*53,840	63	38.4	11,882.8	16.4	1.22
1885	50,726	59	42.4	11,270.7	15.6	1.03
1886	62,717	73	42.9	11,405.7	15.8	1.27
1887	62,216	72	24.8	11,434.9	15.8	1.26
1888	64,944	76	24.7	12,129.9	16.8	1.32
1889	74,445	87	45.3	12,972.2	17.9	1.42
1890	58,760	68	46.4	13,804.5	19.1	1.10
1891	73,956	86	47.9	11,945.2	16.5	1.34
1892	57,492	67	48.5	12,147.0	16.8	1.03

- 注 1 『神奈川県統計書』より作成。  
 2 \*印は郡別数値のうち明らかな誤りを補正した。  
 3 1877（明治10）年繭産額（東京府下多摩郡部分を含む）は81,890貫080。

### 三 養蚕業の発展

#### 養蚕業発 展の概観

明治に入って、県下の農業のなかで、養蚕業が最もめざましい発展をとげた。その急速な発展は、明治十年代前半に生じたものである（表二・四・二一五）。連年比較に耐えうる統計が作られた一八八〇（明治十三）年から一八八二年までの三年間に、繭産額は三五割増し、また、仮りに一八七七（明治十）年の繭産額（貫表示）を、乾繭一升が四〇匁と低目に換算値をとって推算すると二万四七二石余となり、一八七七年から一八八〇年にかけての繭産額の増加は四倍を超えるほどになる。これを郡別にみると、明治初めの主要養蚕地帯、多摩・高座・津久井・愛甲郡のうち、とくに多摩・高座郡で急激な発展をとげたことがうかがわれる。「物産表」の統計数値は精度が低いので、右の推計をそのまま認めることはできないが、少くも、一八七七（明治十）—一八八二年の間に、とくに多摩・高座郡で急激な養蚕業の発展がみられたことは確かである。こ

表2-5 郡別繭産額・養蚕農家割合の変遷(1884—1892年)

郡名	1884	1886	1888	1890	1892	(参考) 1877
久良岐郡 石%	—	—	—	2	37	—
	—	—	—	0.3	1.6	—
橘樹郡 石%	576	341	289	765	771	191
	13.5	13.7	6.6	7.2	8.2	—
鎌倉郡 石%	2,547	1,722	1,968	1,681	1,827	615
	18.5	19.4	25.6	37.0	45.4	—
三浦郡 石%	—	—	—	—	5	—
	—	—	—	—	0.2	—
都筑郡 石%	4,709	8,072	6,139	3,967	4,257	123
	34.8	38.7	50.3	62.3	63.7	—
西多摩郡 石%	5,273	4,491	4,397	2,328	1,613	11,299
	86.8	88.5	89.9	90.3	90.4	
南多摩郡 石%	6,321	15,268	16,544	18,099	16,603	
	70.8	71.8	72.0	72.2	71.4	—
北多摩郡 石%	13,021	7,255	10,774	9,348	11,299	1,865
	54.5	70.1	73.0	66.4	70.3	
高座郡 石%	11,456	14,514	13,691	11,733	8,780	3,181
	61.3	70.0	71.5	71.6	71.7	
愛甲郡 石%	5,631	4,812	5,190	4,584	5,278	3,114
	64.6	83.5	64.4	75.9	80.2	
津久井郡 石%	3,733	5,290	4,435	3,921	3,281	67
	87.0	100	92.4	88.9	89.6	
大住郡 石%	348	614	1,097	1,683	2,458	6
	6.4	8.1	9.9	27.2	28.9	
洵綾郡 石%	65	71	152	194	377	1
	5.6	6.2	3.7	10.5	11.0	
足柄下郡 石%	24	19	20	51	163	10
	1.3	1.7	1.8	1.9	5.2	
足柄上郡 石%	136	248	244	404	743	—
	4.5	2.3	2.6	21.9	33.7	—

注 1 上段 繭産額(石), 下段 農家中養蚕農家割合(%).  
 2 『神奈川県統計書』より作成。  
 3 1877(明治10)年は物産表から仮りに乾繭1石=4貫として推算した産額。

これは、前節でみたところから明らかのように、この時期の勸業政策とはほとんど無縁なかたちで、農民自らがつくりだしたものであった。

しかし、この養蚕業の発展は、明治十年代後半の紙幣整理期にいたって挫折し、とくに農業不況が極度にまで達した一八八四(明治十七)年には繭産額も、一八八〇年の六割ほどに減少した。そして、以後再び立ち直りをみせたものの、一八九二年までの間では、一八八〇(明治十三)年の産額にまでついに回復しない。紙幣整理が県下養蚕業と

養蚕農民に与えた打撃がいかに大きかったかがわかる。

### 養蚕業の地 域的性格

果、ここでは農家の五四―八七割が養蚕に従事するにいたっている。とくに、西多摩・津久井郡での養蚕農家の割合は、八七割にもおよび、ほとんどの農家が養蚕に携わっていたといつて過言ではない。ここでは、養蚕農家の多くが自家で製糸していた。津久井郡川尻・小倉・鳥屋・中野・三ヶ木村五か村の例をみると、一八八六（明治十九）年現在（中野村は一八八八年現在）で、養蚕農家七一戸のうち製糸を行っていない家は、わずか一五戸にすぎない（本章第二節二参照）。養蚕農家一戸当たり平均の収繭量は県平均で一・七二石（一八八四年現在）であるが、前記養蚕地帯六郡のそれは、北多摩郡の一・九一石を除き他はいずれもこれを下回っている。養蚕地帯六郡では、零細な農家にいたるまで広く養蚕に従事していることを示すものである。これに対し、都筑・鎌倉郡は、養蚕農家の割合は、それぞれ三五・一九割と低いが、一戸当たり平均収繭量は、二・六一石、二・二二石と高い。ここでは、中・上層農家を中心に養蚕が行われていることがうかがえる。わずかな土地しか持たない零細な養蚕農民は、桑を買うか、あるいは小作地から桑を得なければならなかった。それで、養蚕地帯六郡では、これに対応した小作関係の展開がみられる。桑附小作・桑放（桑抜）小作という二種の畑小作関係がそれである（沢木武美前掲論文）。桑附小作は、小作人が畑地とともにその周囲に植え付けてある桑樹を借り、あるいは借りた畑の周囲に小作人が桑を植え付け、これを自由に利用するもので、小作人が地主に納める小作料（多くは金納）は、借地料に桑葉代金を加算して定められる（田嶋悟 前掲論文）。小作農民は、こうして、養蚕を営むことが可能となるのである。桑放（桑抜）小作は、畑地は小作人が借りるが、そこに植えてある桑樹は、地主が管理・利用する。このばあいは、地主が桑葉を収得し、これによって自ら養蚕経営をいとなむか、あるいはこれを他の養蚕農家（または仲買人）へ販売する。高座郡相原村小川家（一八九二年所有地一〇五

表2-6 北多摩郡蔵敷村内野左衛門家の畑小作料の変化(1873—1883年)

小作人番号	筆数	小作畑反別	地価		1873又は1875年	小作料		
			修正前 修正後	地租 修正後		1879年	1881年	1883年10月
1	11	反	円	円	(明6) 4円00	7円25	10円88	5円
			68.960	1.72				大麦4俵
2	2	1.103	54.275	1.35			桑抜1円50	桑抜1円40
			12.886	0.32				
3	3	1.412	14.355	0.35		桑抜1円 大麦1俵	桑抜1円 大麦1俵	桑抜1円 大麦1俵
			22.831	0.57				
4	2	2.600	24.291	0.60		2円44	3円66	2円20 大麦1俵
			23.238	0.58				
5	2	1.313	17.876	0.44	1円42	2円13		80銭 大麦1俵
			13.454	0.33				
6	3	1.329	10.458	0.26	1円	1円50	2円25	1円 大麦1俵
			14.283	0.35				
7	3	2.609	13.462	0.33		2円85	4円56	2円 大麦2俵
			27.132	0.67				
8	2	0.805	25.435	0.63	60銭	92銭	1円38	1円 大麦2斗
			8.766	0.21				
9	2	1.221	9.037	0.22	85銭	1円20	1円80	1円 大麦3斗
			11.424	0.28				
10	3	2.317	9.506	0.23			3円60	2円 大麦1俵
			22.833	0.57				
11	1	1.114	18.207	0.45			1円10 大麦2斗5升	1円 大麦2斗
			12.654	0.31				
12	2	1.921	11.863	0.29	1円30	2円12	3円19	2円 大麦1俵
			20.192	0.50				
13	6	4.708	17.501	0.43			桑抜6円	桑抜5円25
			54.403	1.36				
計	43	29.929	53.636	1.34			43円05 大麦7斗5升 (44円40)	25円65 大麦6石7斗 (39円05)
			313.056	7.83				
			279.902	7.26				

注 1 「十五年壬午、十六年癸未明治公文編年集十」(東大和市蔵敷内野禄太郎家蔵)より作成。

2 大麦1俵は5斗入、大麦の価格は1883(明治16)年内野家は1石2円に換算している。

町一反、うち畑四二町三反)での桑小作は、すべて桑附小作の形態をとっている。自家も自ら明治二年(一八六九)三四貫五〇〇匁ほどの養蚕をいとなんでいるが、一八八二(明治十五年)年には二六貫余に減少している(田嶋 前掲論文)。この桑はもっぱら自作地のそれをあてているのであろう。南多摩郡蓮光寺村富沢家(一八八七年田四町二反、畑六町三反、山林三一町一反所有)は、一八七五(明治八)年以降一八八〇年まで畑地(自作桑園五反余と小作畑の畦畔)

へ盛んに桑樹植付けを行っているが、養蚕経営は小規模で、自作桑園と桑放小作地からの桑葉は、多くは近くの零細養蚕農家に販売した。しかし、一八八四年には自作桑園を廃止し、それとともに桑葉販売も三分の一近くに縮小した。同家の桑小作地は明治十年代を通じてほぼ六町弱であるが、うち桑放小作をとるものは、一八七八(明治十二)年二町四反から同二三年一町四反へと一貫して減少し、次第に桑附小作が支配的になっている(沢木 前掲論文)。また、北多摩郡蔵敷村内野左衛門家の小作畑は、一八八三(明治十六)年現在三町一反余(表掲二町九反三畝弱の他に小作料額不明の三筆がある)で、このうち一一筆七反一畝二五歩が桑抜小作であった(表二一六)。内野家は、この地から採取した桑葉で、自ら養蚕・製糸を行っている。同家では、同地帯で急速に養蚕業が発展した一八七三(明治六)―一八一年までの間に、大幅な小作料引上げがなされていた。これは、同家のみならず、前記小川・富沢家もまた同様であり、いずれも地租改正による畑租の大幅な増加にもとづくものであった。したがって、内野家のばあい、一八八一年の地価修正で減租になった小作畑では、わずかではあるが小作料を減額させている。また、農産物価格の低落を考慮し、一部を大麦の現物納に改めている。以上の地主の動向をみると、養蚕業の急速な発展の時期は、一方では、畑租の増大、小作養蚕経営にとっては小作料の増大がもたらされているのであり、養蚕経営による貨幣収入の増大は、地主の畑小作料収入を保証しても、養蚕自小作農民の経営発展には結果しなかったといえよう。そして、明治十年代後半の繭・糸価の暴落は、これら養蚕経営を破滅させるとともに、地主の畑小作料収入をも困難にしたのであった。相原村小川家を例にとれば、同家畑小作料収入の滞りは、一八八一(明治十四)年分は八・二割であったが、翌一八八二年には三一割、一八八三年には六四割、一八八四年五〇割にも達している(田嶋 前掲論文)。

#### 不況後の 養蚕業

次にのべる農業不況によって、大きな打撃を受けた県下の養蚕業は、一八八六(明治十九)年に、収繭額が一八八〇(明治十三)年の七三割ほどに回復し、以降停滞傾向を示すが、これを郡別にみると、明治十年代には、ほ

とんど養蚕業が展開していなかった相模川以西地帯にも、養蚕が普及し、とくに大住郡・足柄上郡では平均養蚕農家一戸当たりの収繭額は一石以下という零細な規模ではあるが、全農家の二〇—三〇割が養蚕を営むようになった。これに対し、養蚕地帯六郡の繭産額は、ほぼ一八八四年当時の額に停滞し、ただ養蚕農家の割合だけが増大し総農家の七〇—九〇割に達した。ここでは、養蚕業は、ほとんどすべての農家にとって、不可欠の現金収入源となったのである。また、養蚕農家の比率は少ないが、その平均一戸当たり収繭量が二・二—二・六石と県下で最高であった都筑・鎌倉郡では、養蚕農家の比率が増大し、それにつれ、平均一戸当たり収繭量は低下し、鎌倉郡では明治二十年代に入ると一石以下にまで落ち込んでいる。この両郡で特徴的にみられた、自作ないし自作地主による比較的大規模な養蚕経営の解体を意味するものであろう。

不況が回復に向かった一八八七(明治二十)年、神奈川県主催で八王子で開催された一府九県連合繭生糸織物共進会において、神奈川県出品繭は他府県に比して遜色そんしやくあるものが多かった(表二—三)。同会終了後の講話会で、審査官・農商務省属高橋信貞は、神奈川県出品繭の欠点について次のような指摘を行っている。

本県ノ繭ハ前年ニ比スレハ頗ル進歩ノ状アリ、然レトモ、撰種ノ未タ完カラサルカ為メ種類雜駁、一人ノ出品ニシテ数十有余種ノ混同セシモノアリ、養法稍佳良ナルモ、貯蔵法ノ完カラサルヨリ微氣かひヲ含ミタルモノアリ、殺蛹法ノ適度ヲ失ヒタルヨリ解舒かじゆ涉難ナルモノアリ……とくに一人の出品繭中に数十もの種類が混同しているという指摘は、神奈川県に対してだけよせられたものである。この特色は、本県の養蚕経営が多くは零細で、かつ自家製糸と結合しているため、精製された高価な銘柄・蚕種を用いることを好まず、また原料繭の品質統一を強く求める器械製糸業者の影響下にないことを示すものであろう。

#### 武相蚕糸協 会の設立

こうした県下産繭の品質向上を意図する動きは、まず八王子の糸商らによる一八八三(明治十六)年六月武相蚕糸改良協会設立に始まる。発起人惣代八王子横山町谷弥七(一八八六年地価九九八七円余)の亡父弥二は、前述

一八八七年府県連合共進会で、「蚕糸ノ粗製ニシテ海外ノ輸販ニ適セサルヲ憂ヒ、夙ニ製糸場ヲ起シテ改良ノ方針ヲ示シ、武相改良協会ヲ開キテ該生糸粗製ノ弊ヲ矯メ、尚ホ、座繰生糸ノ揚粹所ヲ起シテ、汎ク当業者ノ用ニ供」するなど生前多年の刻苦に対し、金一五円の追賞をうけ、また同じく惣代の富田造酒之助は、右共進会での出品人惣代として神奈川県知事の開場の辞に対し答辞を述べている人物である。<sup>(1)</sup>しかし、同会の申合規則には、協会の検査を受ける対象に、繭類も掲げられているが、主眼はもっぱら生糸類にあった。

### 蚕糸業組合の設立

県下産出の蚕種・繭に対する検査制度は、一八八六(明治十九)年に始まる各郡での蚕糸業組合と、それを統轄する蚕糸業組合郡部取締所の設立によって、はじめて実施に移された。この動きは、一八八五年六月の全国的な繭糸織物陶器漆器共進会に際して持たれた農談会に出席した各府県代表が連名で、農商務卿に対し、養蚕蚕糸条例の公布を建言したのに端を発している(『農務顛末』第三卷九五―一ページ)。この建言は、蚕糸の粗製を防ぐため、蚕糸業者が準拠すべき「一定ノ条例」の制定を求めたもので、その「添申」として「蚕糸組合組織目的」案(全一七条)が付されていた。これによれば、養蚕・製糸に従事する者は、生産者・販売者を問わず郡または町村の単位で組合を組織加入し、これに加入しない者には営業を許さない。組合は、養蚕部と生糸部に分かれ、養蚕部では、「製糸ニ最モ良好ナル種類ヲ育養スル」ために、種々の技術改良を行い、成繭は必ず組合名、製造人または販売人名を記した小札を付し販売することとされる。この建言は、実質は、一八八四(明治十七)年公布された同業組合準則にもとづく農商務省の強い指導でなされたものであった。これに、神奈川県ではこれをうけて明治十九年一月甲第一号達で蚕糸業組合準則を公布し、同年二月十九日には、都筑郡蚕糸組合創立願が、総代桜井光興・織裳勘蔵、同郡各戸長総代、中山村外九か村戸長岩沢源吉名で、県に提出され、同月二十四日認可された。同組合規約は、前述建言書の「蚕糸組合



組織目的」案を下敷きにして作成されているが、都筑郡一円の蚕糸業者の組合強制加入の条項は、「当組合締約年期中ハ全ク本業ヲ廃スルカ又ハ組合区域外へ移転スル外、決テ組合ヲ退去スル事ヲ得ス」とやや表現を緩めて規定され、また養蚕・蚕種部・製糸部のほか、仲買人を対象とした売買部が加えられている（なおこの規約は、一八八八年五月一部改正された）。これと時を同じくして、ほとんど同一の規約によって、他郡でもそれぞれ蚕糸業組合が組織された。ついで同年四月八日には、これら各郡の蚕糸業組合委員総代によって、蚕糸業組合郡部取締所の認可願が県に提出され、同月十三日許可となった<sup>(2)</sup>。郡部取締所は「郡部各組合ヲ統轄シ蚕糸業ニ関スル一切ノ取締ヲ為」す上部機関で、本所は八王子寺町に置かれた。ここで蚕糸業組合員の持つ証票・製品に付す印紙が調製され、証票は県庁の検印を受けて各組合に交付され、印紙は各組合事務所に売り下げられる。取締所の経費は、証票料・印紙料・検査料の徴収によって賄われることとされた。こうして、養蚕・製糸業者を、強制的に組合に組織し、製品検査・技術改良の実施等によって、粗製濫造を防ごうとしたのであったが、ひいては輸出拡大・外貨獲得につながるとはいえず、自由な営業活動が妨げられ、結果的には生糸輸出商の利益に奉仕することになる。そして、このような方策が、一八八六（明治十九）年以降における本県養蚕業停滞の一因となったといえよう。しかし、生産者に対するこのような規制は、数年を経ずして破綻を来たした。すなわち、一八八九（明治二十二年）三月二十八日、神奈川県蚕糸組合郡部取締所は、次の建議を県知事あてに提出し、その業務を停止したのである（横浜市旭区 桜井栄一郎家文書）。

## 建議

明治十九年本県甲第老号布達、蚕糸業組合準則ニ基キ編成セル現行郡部取締所規約ハ往々不適応ノ条件ヲ生シ、県下当業者ニ対シ実施上差支不少候ニ付、中止致度本会之決議ヲ以テ此段及建議候也

神奈川県蚕糸業組合郡部取締所会議

明治廿二年三月廿八日

神奈川県知事冲守固殿

議長 山田嘉穀印

直輸出政策と ところで、以上にみた神奈川県における武相蚕糸協会の設立から、県による蚕糸業組合準則の公布、各郡蚕

蚕糸業組合

糸業組合・蚕糸業組合郡部取締所の設立にいたる、蚕糸業生産者規制の一連の動きは、中央における一八八

三(明治十六)年五月製糸諮詢会開催に始まる、直輸出政策の推進にあい応じたものであった。右製糸諮詢会における諮問事項の一「蚕糸ノ粗製濫造ヲ矯正シ、勉メテ同一ノ品位ヲ多量ニ製出シ、以テ海外ノ販路ヲ拡張スルノ意見」討議の結果、蚕糸協会の設立が議決され、同会に出席した谷合と富田が、直ちに県下で実行に移したのが武相蚕糸協会であり、中央では一八八四年五月大日本蚕糸協会が設立された。以後、農商務省は、これを通して直輸出体制の樹立を急いだ(『横浜市史』第三卷上 第二編第六章)が、その国内体制作りが前述の各地での蚕糸業組合設置にはかならなかった。したがって、一八八九(明治二十二年)三月、中央では、蚕糸業組合中央部会議が中央部の廃止を議決し、神奈川県でも同時に右の建議を行ったことは、農商務省の直輸出政策の生産者把握面での崩壊を意味するものであった。

注

- (1) さらに一六人の発起人惣代には、八王子横山町毛利徳兵衛(一八八六年所有地価六八五円余)・同大横町田野倉常蔵(同六五〇円余)・同町畔見保太郎(同四三五円弱)・八日町久保兵次郎(同四四四円弱)・元横山町三好久吉(同四四〇円余)ら八王子糸商が名を連ねている。

- (2) 蚕糸業組合委員総代は次の三七名である。

橘樹郡 関山五郎右衛門。都筑郡 秋本九兵衛・桜井光興・小島範蔵。鎌倉郡 露木昌平・仙田由兵衛。南多摩郡 渋谷仙次郎・天

野清助・谷合弥二・野崎富大。西多摩郡 指田茂十郎・平岡久左衛門・馬場房太郎・笹本平兵衛・宇津木栄三郎・小山田七兵衛・瀬戸岡為一郎・野崎大助・高島元吉。北多摩郡 江藤栄二郎・中村半左衛門・石川国太郎・原島善兵衛。高座郡 牧野随吉・大島正義・榎本儀兵衛・斎藤省三。津久井郡 吉岡喜左衛門・横溝弥兵衛・井上和氣・斎藤政二郎。愛甲郡 杉山七郎・沼田初五郎・清田半兵衛・神崎正蔵。大住・洵綾郡 山田伊兵衛。足柄上・下郡 加藤重治。

#### 四 明治十年代後半の不況と農業

物価の低落 一八八四（明治十七）年十一月の南・北・西多摩・都筑・橘樹・高座・愛甲七郡一五〇か村貧民総代（武相困民

党）が、北洲社立木兼善に提出した「哀願書」（『資料編』13近代・現代(3) 四）は、

当地帯は畑勝ちの地で、昔から農間蚕桑紡績の業をもって一家を支える生業としてきたが、一八八三（明治十六）年から繭糸類が非常の下落を来たし、養蚕を行っても、蚕種代・桑葉代・日雇代など必要費を差し引けば、一年の生活費の四分の一にも足りない収入しかえられない有様である。また、一八八三年六、七月から秋にかけては大旱で、田畑の作物は枯れ果て、収穫物は家族の食料にも足らないほどであった。加えて一八八四年九月十五日には暴風雨が襲い、平均四分作という被害を出した。しかも穀物の価格は依然として低価で、極貧の困民らは生計の活路を見失った

とのべ、さらに公租納入の困難・銀行会社の負債の下での農民の窮迫した状況を縷述している。

また同じころ南多摩郡長原豊稷は、県令に管下農民の窮状を具申し、その原因についても、

一八七七（明治十）年の紙幣増発後、物価騰貴し、農家の資財の時価が大となったため、農家は「金銭ヲ容易視」し、とくに本郡は糸繭の産地で所謂「農間商人」が多く、おしなべて生活を向上させた。ところが一八八一年秋から物価が下落に向かい、糸繭商いで失敗し、生計

表2-7 神奈川県における都邑物価と賃金の変遷(1879—1886年)

年代	物 価 (都 邑)					賃 金					
	米 (1石)	大麦 (1石)	大豆 (1石)	繭 (1石)	生糸 (100斤)	農作1日賃銭		大工 (1日)	日雇人足 (1日)	僕 (1ヵ月)	婢 (1ヵ月)
	円	円	円		円	男	女	銭	銭	銭	銭
1879	8.00	3.70	6.24								
1880	10.49	4.71	6.64		663.60						
1881	11.17	4.10	6.69		785.56						
1882	9.26	2.54	6.57		632.68	33.7	22.7	50.0	34.1	447.8	293.3
1883	6.52	1.92	5.57		495.36	29.4	19.1	45.8	29.3	436.4	297.9
1884	5.40	1.97	4.13								
1885	8.66	3.42	5.38			18.4	14.0	31.6	23.2	141.0	100.0
1886	6.06	2.61	4.23	19.15	589.10						

注『日本帝国統計年鑑』より作成。生糸1880(明治13)―1883年は八王子の提案価格。  
1886(明治19)年は座繰糸。

表2-8 南多摩郡上・下恩方、西寺方、小津村の繭糸価格(1876—1884年)

年代	繭 (1貫)		生糸(1貫)	
	円		円	
1876	3.00		25.00	
1877	2.50		25.00	
1879	6.00			
1881	6.66		50.00	
1884	2.00		10.25	

注「繭生糸産額調査表」「物産表」など(八王子市恩方支所蔵)より作成

で、農民が自ら生産した農産物の販売価格はさらに低い。南多摩郡の山村上・下恩方、西寺方、小津村は、八王子に、製品を販売する養蚕製糸織物地帯であるが、ここでの一八八四(明治十七)年における繭生糸価の下落は著しく、繭は一八八一(明治十四)年の三分の一

の収支が償わぬ者も生じた。このころ私立銀行・銀行類似会社から金銭を自由に借りることができたので、これによって当座は切り抜けたものの、その後物価はさらに下落し、「前二容易視セシ金銭」は貴重となり、地価は最高値の五分の一にも下ったため、財産を挙げて借金の償却にあてても、なお多額の負債が残り、その元利は加倍して、南多摩郡総計で一六〇万円にも達した。このような景況は、本郡だけでなく隣接諸郡も同様である。

等とのべている(『資料編』13近代・現代③一七九ページ)。これらが一樣に強調している、当時の物価下落の傾向を、政府統計は表二一七のように示している。しかし、これは横浜・八王子・小田原三か所平均の都邑物価